

区民委員が改選されました

コミュニティ・カフェ運営委員

毎回、参加して下さる人たちの交流を楽しみにしています。

楽しいお話がしたいです。

カフェへ行くことが楽しみ!とってもらえるような活動がしたいです。

話してスッキリ、ニコニコワークショップ。

皆さんの笑顔が見たいです。

情報誌編集委員

台東区に移り住んで四半世紀。委員活動は区民である意味のひとつです。

皆さんに興味を持って読んでいただけるような情報誌をめざしてがんばります。

区民委員と職員の協働事業である「男女平等推進フォーラム」[情報誌]「コミュニティ・カフェ」。2年間の任期満了にともない、委員の方たちが改選されました。新メンバーの加入もあり、これからも力を合わせて事業に取り組んでいきます。

フォーラム企画委員

今年こそ!コロナ以前と同様の活動を行いたい。

人数が少なくなりましたが、がんばって1年やっていくつもりです。

今年こそは、皆さんと笑顔あふれるフォーラムを!



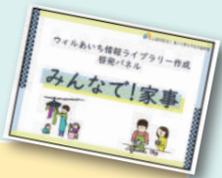
▲新年度、新たな活動を開始した3委員会合同会議の様子

「男女共同参画週間」パネル展を開催しました

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」期間中に、生涯学習センター1階アトリウムにて、パネル展を開催しています。今年度は、家事・育児について考える啓発パネル『みんなで!家事』(ウィルあいち情報ライブラリー作成)を展示。統計データによる家事・育児分担の状況や、家事シェアのメリット・アイデアなどを紹介しました。

Q 「男女共同参画週間」とは

1999年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されたことを踏まえ、国ではこの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。



ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定しました

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は、従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに取り組む区内中小企業等を認定し、その取組を支援する制度です。令和3年度は新規企業1社と、更新企業8社の合計9社を認定しました。認定企業の一覧については、台東区ホームページをご覧ください。



『聞こえていますか? 言葉にならないSOS』

～生きづらさを抱えた若年女性たちの今～

■日時: 令和4年2月12日(土) 14:00～16:00

■講師: 大谷恭子さん(若草プロジェクト代表理事・弁護士)

貧困・虐待・性的搾取…様々な困難を抱え、コロナ禍によりますます苦境に立たされている少女・若年女性たち。今年4月からの18歳成年年齢引き下げによるさらなる影響も懸念されています。そうした状況下で、若年女性たちの支援を続ける大谷恭子さんに、彼女たちの生きづらさの背景や、法律の問題点などについてお話をいただきました。

「はばたき21」
講座レポート



Little Women Project
若草プロジェクト

●成年年齢引き下げによる影響
大谷さんが代表理事を務める「若草プロジェクト」は、法の支援や保護の狭間にいる、生きづらさを抱えた若年女性たちに寄り添うことをミッションとして設立された団体です。今年4月からの成年年齢引き下げがその年代の人たちに及ぼす影響について、大谷さんは「18歳、19歳の人が、親の同意なしで、様々な契約を結ぶようになる。また、少年法の改正で18歳、19歳の人が虞犯(将来犯罪をおこす恐れがあること)の対象から外され、これまでのように家を出した少女を保護できなくなってしまう。その結果、この年齢の少女たちが、契約トラブルや性暴力などの犯罪に巻き込まれるリスクが高まるのではないかと危惧しています。」

●問題行動の背後にある性被害
「コロナ禍により居場所のなさが増え、飲食店でのアルバイトがなくなったことで貧困化が進むなど、困難を抱える女性たちの現状はますます厳しいものになっていく。これまでその弱さを訴える大谷さん。これまでに接してきた女性たちの過酷な生い立ちなどを語る中で、「犯罪や問題行動を起こす女性には、隠された被害が存在することが多い。立ち向かう力も備わっておらず、たいしたことはないと思わなければ生き

ていけず、自尊感情を失い、困難な状況から抜け出せないでいる」というお話があり、性暴力が被害者に与えるダメージの大きさを、改めて痛感しました。

また、強制的性交罪や売春防止法、風俗営業法など、少女・若年女性を取り巻く性的規範や性被害・性搾取に関する刑法罰法令についての解説では、日本の性的規範の甘さや法制度上の矛盾・問題点に気付くことができました。

●今、必要なこと
こうした若年女性たちに対して大谷さんは、「公的支援が終了したあとも、民間による継続的な支援が保たれること。さらに、支援だけではなく、少女たちが自尊心を回復し、エンパワーメントするために、様々な学習機会を提供することも必要」といいます。そして、信頼される大人をつくることも大切だと。「信頼される大人になって、出会った大人が信頼できると彼女たちにわかってもらうこと。つないだ手を放さないでほしい」という言葉で、講座を結びました。

生きづらさを抱える困難に対する誤解や偏見が、少女や若年女性たちをますます孤立させてしまうことがないよう、この問題にかかわる様々な社会的要因などについても、多くの方に知ってほしいと思いました。

女性を支援する新しい法律ができました

DVや性暴力・性搾取の被害者、貧困などで苦しむ女性を支援する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が今年5月に成立し、2024年4月に施行されます。新法では、1956年に制定された売春防止法に基づくこれまでの婦人保護事業を見直し、女性の福祉増進、人権の尊重などを掲げ、自立支援を行うとしています。多様化する問題に対応した、当事者視点の支援が期待されています。

講座参加者の声

- 若年女性が置かれている日本の現行制度上の現状や法制度における課題について、大変わかりやすく学ぶことができました。
- 女性たちの生きづらさが法律を見直していくことで、少しずつなくなれば良いと思う。
- 背景にあるものをもっと知って、少しでも女性たちの支えが出来ればと思います。